伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年９月２９日

伊勢崎市長　臂　　　泰　雄

伊勢崎市条例第３０号

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年伊勢崎市条例第２４１号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第２号中「㊞」を削る。

附　則

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

伊勢崎市押印等の手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和３年９月２９日

伊勢崎市長　臂　　　泰　雄

伊勢崎市条例第３１号

伊勢崎市押印等の手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（伊勢崎市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第１条　伊勢崎市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年伊勢崎市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、市長の面前において」を削り、「に署名して」を「を市長に提出して」に改める。

別記様式中「㊞」を削る。

（伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第２条　伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例（平成１７年伊勢崎市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第７条第３項中「署名押印」を「署名」に改める。

第８条第５項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第８項中「署名押印」を「署名」に改める。

第９条第２項及び第１０条第２項中「署名押印」を「署名」に改める。

（伊勢崎市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第３条　伊勢崎市職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年伊勢崎市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

様式第１号及び様式第２号中「㊞」を削る。

（伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第４条　伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業施行規程（平成１７年伊勢崎市条例第１７５号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「署名し、押印する」を「署名する」に改める。

（伊勢崎都市計画事業東部第二土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第５条　伊勢崎都市計画事業東部第二土地区画整理事業施行規程（平成１７年伊勢崎市条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「署名し、押印する」を「署名する」に改める。

（伊勢崎都市計画事業茂呂第一土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第６条　伊勢崎都市計画事業茂呂第一土地区画整理事業施行規程（平成１７年伊勢崎市条例第１７７号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「署名し、押印する」を「署名する」に改める。

附　則

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年９月２９日

伊勢崎市長　臂　　　泰　雄

伊勢崎市条例第３２号

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童クラブ条例（平成１７年伊勢崎市条例第１３８号）の一部を次のように改正する。

第２条の表伊勢崎市宮郷小学校放課後児童クラブの項を削る。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年９月２９日

伊勢崎市長　臂　　　泰　雄

伊勢崎市条例第３３号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢崎市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第５１条・第５２条）」を
「　第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第５１条・第５２条）
第４章　雑則（第５３条）
」に改める。

第５条第２項から第６項までを削る。

第３８条第２項を削る。

第４２条第１項第３号中「号」の次に「及び第４項第１号」を加える。

本則に次の１章を加える。

第４章　雑則

（電磁的記録等）

第５３条　特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機

に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第１号イ及び第２号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第１号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項におい

て準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年９月２９日

伊勢崎市長　臂　　　泰　雄

伊勢崎市条例第３４号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年伊勢崎市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考７中「第１６４号)」の次に「第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」を加え、「「里親」」を「「里親等」」に改める。

別表第２備考５及び別表第４備考３中「里親」を「里親等」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年９月２９日

伊勢崎市長　臂　　　泰　雄

伊勢崎市条例第３５号

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市公園条例（平成１７年伊勢崎市条例第１８１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２伊勢崎市華蔵寺公園の部伊勢崎市民プールの項を削る。

別表第３の２の１の部中⑶の款を削り、⑷の款を⑶の款とし、⑸の款から⑼の款までを１款ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。